

議案第51号

目黒区手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成30年9月5日

提出者 目黒区長 青 木 英 二

目黒区手数料条例の一部を改正する条例

目黒区手数料条例（平成12年3月目黒区条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表の1の111の2の項の次に次のように加える。

111の3 建築基準法第43条第2項第1号の規定に基づく建築物の敷地と道路との関係の建築の認定	1件 31,000円	認定申請のとき
---	------------	---------

別表の1の112の項中「第43条第1項ただし書」を「第43条第2項第2号」に改め、同表の1の136の項中「仮設建築物」を「仮設興行場等」に改め、同項の次に次のように加える。

136の2 建築基準法第85条第6項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可	1件 195,000円	許可申請のとき
---------------------------------------	-------------	---------

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(説明) 建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）が施行されることに伴い、接道規制の適用除外の認定に係る手数料及び仮設興行場等の設置期間の特例の許可に係る手数料を追加するとともに、規定の整備を行うため、条例改正の必要を認め、この案を提出します。

資料

目黒区手数料条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(_____ は、改正点)

改 正 案			現 行 条 例		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
1 手数料（都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）に基づく事務に係る手数料を除く。）			1 手数料（都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）に基づく事務に係る手数料を除く。）		
手数料を徴収する事項	額	徴収時期	手数料を徴収する事項	額	徴収時期
（現行に同じ。）			（ 省 略 ）		
111の3 <u>建築基準法第43条第2項第1号の規定に基づく建築物の敷地と道路との関係の建築の認定</u>	1件 31,000円	認定申請 のとき	（ 省 略 ）		
112 <u>建築基準法第43条第2項第2号の規定に基づく建築物の敷地と道路との関係の建築の許可</u>	（現行に同じ。）				
（現行に同じ。）			（ 省 略 ）		

136 建築基準法第85条第5 項の規定に基づく <u>仮設興行場等</u> の建築の許可	(現行に同じ。)	
136の2 建築基準法第85条 第6項の規定に基づく <u>仮設興行</u> <u>場等の建築の許可</u>	1件 195,000円	許可申請 のとき
(現行に同じ。)		

(備考現行に同じ。)

2・3 (現行に同じ。)

136 建築基準法第85条第5 項の規定に基づく <u>仮設建築物の</u> 建築の許可	(省略)	
(省略)		

(備考省略)

2・3 (省略)